

令和元年第2回（6月）

県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和元年第2回（6月）県央地域広域市町村圏組合議会臨時会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室

2 会 期 令和元年6月3日（1日）

3 付議事件表

議案番号	件名	議決月日	結果
	議長の選挙について	指名により田川伸隆君	
	副議長の選挙について	指名により伊川京子君	
	議席の指定について	諫早市 1番から7番 大村市 8番から11番 雲仙市 12番と13番 副議長 14番 議長 15番	
	会期決定の件	6月3日の1日と決定	
	会議録署名議員の指名について	6月3日	指名 田中哲三郎君 森 多久男君
	議会運営委員会委員の選任について	指名 森 多久男君 松 永 隆 志君 山口 喜久雄君 朝 長 英 美君 小 林 史 政君	
議案第4号	県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	6月3日	原案可決
議案第5号	財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）	6月3日	原案可決

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 森 多久男 君
3 番 松 永 隆 志 君
4 番 相 浦 喜代子 君
6 番 山 口 喜久雄 君
7 番 松 本 正 則 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 小 林 史 政 君
10 番 岩 永 慎太郎 君
11 番 村 崎 浩 史 君
12 番 松 尾 文 昭 君
13 番 元 村 康 一 君
14 番 伊 川 京 子 君
15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員（1名）

5 番 松 尾 義 光 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者	宮本 明雄 君	副管理者	園田 裕史 君
副管理者	金澤秀三郎 君	監査委員	梅林 弘幸 君
事務局長	池松 弘 君	消 防 長	川原 敦 君
次長兼諫早消防署長	城下 和美 君		
総務課長	山口 敏之 君	消防総務課長	牟田 一幸 君
大村消防署長	田方 章 君	小浜消防署長	富岡 正英 君

○ 議会関係出席者

書記長 山口 敏之 君
書 記 川下 辰彦 君

○書記長（山口敏之君）

議会事務局より申し上げます。

本日の臨時会は、諫早市議会議員の組合議員改選及び大村市議会議員の任期満了に伴う選挙後、最初の議会でありますので、議長及び副議長が不在のため、議長が選出されるまでの間、組合規約第 6 条第 5 項の規定に基づき、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日、出席議員の中で、元村康一議員が年長の議員でありますので、臨時議長をお願いいたします。元村康一議員、議長席に御着席願います。

○臨時議長（元村康一君）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました元村でございます。組合規約第 6 条第 5 項の規定に基づき、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

これより、令和元年第 2 回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を、開会いたします。

今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事の進行につきましては、本組合の議会会議規則第 2 条で準用することになっております、諫早市議会会議規則により進行いたします。

議事に先立ちまして、今回、任期満了に伴う選挙等で組合議員の一部に変更がっておりますので、本組合議員の全員を改めて御紹介いたします。

書記長に朗読させます。

○書記長（山口敏之君）

諫早市議会議員の 田中哲三郎議員、同じく森 多久男議員、同じく松永隆志議員、同じく相浦喜代子議員、同じく松尾義光議員、同じく山口喜久雄議員、同じく松本正則議員、諫早市議会議員の田川伸隆議員、大村市議会議員の朝長英美議員、同じく小林史政議員、同じく岩永慎太郎議員、同じく村崎浩史議員、大村市議会議員の伊川京子議員、雲仙市議会議員の松尾文昭議員、雲仙市議会議員の元村康一議員、以上でございます。

○臨時議長（元村康一君）

この際、議事の進行上、「仮議席」を指定します。ただいま御着席の議席を仮議席として指定します。

ここで、管理者より発言の申し出がっておりますので、発言を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆様こんにちは。本組合の管理者を努めさせていただいております諫早市長の宮本でございます。

それでは、ご挨拶を申し上げます。

本日ここに組合議会臨時会の招集をいたしましたところ、議員の皆様方には御健勝にて御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、5月1日に「平成」から「令和」へと改元され新しい時代の幕開けとなりました。

本組合におきましても、諫早市市議会議員の組合議員の改選及び大村市市議会議員の任期満了に伴います選挙が行われ、新たに組合議員として御就任いただき、新たなスタートとなりました。議員各位におかれましては、これからの組合運営に御力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当組合におきましては「常備消防及び救急業務」、「不燃物の処理業務」を適正に遂行し、圏域住民の皆様の安全安心、環境衛生の向上に努めているところでございます。

「常備消防及び救急業務」におきましては、多種多様化する災害に対応するため、諫早消防署に続きまして、この4月1日から大村消防署にも特別救助隊の運用を開始いたしております。今後も、圏域住民の安全安心を守るため、消防救急体制の充実と合わせて、消防救急技術の向上に、一層の精進をしてみたいと思っております。

不燃物の処理業務につきましては、構成市との連携に努め、不燃性廃棄物の適正処理とリサイクルの更なる向上に努めてまいりたいと考えております。

それではお許しをいただきまして、副管理者、職員並びに監査委員の紹介をさせていただきます。

副管理者の園田裕史大村市長でございます。同じく副管理者の金澤秀三郎雲仙市長でございます。

続きまして職員の紹介をさせていただきます。

事務局長の池松弘君でございます。議会書記長を兼務しております総務課長の山口敏之君でございます。消防長の川原敦君でございます。消防本部次長兼諫早消防署長の城下和美君でございます。消防本部消防総務課長の牟田一幸君でございます。大村消防署長の田方章君でございます。小浜消防署長の富岡正英君でございます。

代表監査委員の梅林弘幸氏でございます。議会選出監査委員の元村康一氏でございます。以上で紹介を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。これで総括説明とさせていただきます。
ありがとうございました。

○臨時議長（元村康一君）

日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第6条第2項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する」となっております。

お諮りいたします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長の指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（元村康一君）

御異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は、臨時議長の指名推選によることに決定しました。

○臨時議長（元村康一君）

議長に、田川伸隆議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました田川伸隆議員を議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（元村康一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 田川伸隆議員を、議長に当選といたします。田川伸隆議員に対し、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

自席より、議長就任の承諾及びあいさつをお願いいたします。

○議長（田川伸隆君）

ただいま議長に指名いただきました諫早市議会の田川でございます。円滑な運営に努めて参りたいと思っておりますので、議員の皆様方、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○臨時議長（元村康一君）

以上で臨時議長の職務を終わらせていただきます。田川伸隆議長、議長席にお願いいたします。ありがとうございました。

議長交代のため、暫く休憩します。

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、「副議長の選挙について」を議題といたします。

組合規約第6条第2項の規定により「組合議員のうちから組合の議会で選挙する」となっております。

お諮りいたします。副議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長の指名推選の方法で行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は、議長の指名推選によることに決定しました。

副議長に、伊川京子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました伊川京子議員を副議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました伊川京子議員が、副議長に当選されました。

伊川京子議員が、議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

自席より、副議長就任の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○副議長（伊川京子君）

ただいま指名いただきました伊川でございます。

田川議長を補佐し、頑張ってまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第3、「議席の指定について」を議題とします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定をいたします。
書記長に朗読させます。

○書記長（山口敏之君）

1番 田中哲三郎議員、2番 森多久男議員、3番 松永隆志議員、4番 相浦喜代子議員、5番 松尾義光議員、6番 山口喜久雄議員、7番 松本正則議員、8番 朝長英美議員、9番 小林史政議員、10番 岩永慎太郎議員、11番 村崎浩史議員、12番 松尾文昭議員、13番 元村康一議員、14番 伊川京子副議長、15番 田川伸隆議長、以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

書記長が朗読いたしましたとおり、議席はただいまの議席を指定いたします。
議席交替のため、しばらく休憩いたします。

（休憩・・・休憩中に議席の交替）

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

今期、臨時会の会期を本日1日とし、会期中の日程については、お手元に配付のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、会期は1日と決定いたしました。

次に、日程第5「会議録署名議員の指名」を行います。

今期臨時会の会議録署名議員に、1番 田中哲三郎議員、2番 森多久男議員を指名いたします。

次に、日程第6、「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の定数については、組合議会委員会条例第1条第2項で6人となっており、その選任については、第5条の規定により「議長が会議に諮って指名する」となっています。今回、議会運営委員会委員について、構成市の選挙等により、委員の一部に欠員が生じております。欠員となっております諫早市から3人、大村市から2人の選出となります。

議会運営委員会委員に、森多久男議員、松永隆志議員、山口喜久雄議員、朝長英美議員、小林史政議員以上5人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

御異議なしと認めます。よって以上のとおり選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長、副委員長の互選につきましては、県央組合議会委員会条例第7条第1項で「委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集して、委員長の互選を行わせる。」となっておりますので、直ちに別室で議会運営委員会を招集いたします。

議会運営委員会開催のため暫く休憩します。

(休憩中に議会運営委員会開会)

午後3時14分 休憩

午後3時22分 開会

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会における、委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員会委員長 山口喜久雄議員、副委員長 朝長英美議員以上のとおりであります。

次に、日程第7、議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

本案は、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成16年総務省令第138号）の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置免除に係る要件を見直すとともに、その他所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、省令の改正に伴い、民泊住戸部分が300㎡未満である小規模な民泊施設において、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することにより、住宅用防災警報器の設置を免除できることになったことから条例において免除できる規定を追加するものでございます。

1ページをご覧ください。

まずはじめに、文言の整理に伴う所要の改正でございます。

第16条第1項は、避雷設備に関する事項でございますが、これは不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）によって、関係する工業標準化法（昭和24年法律第185号）が一部改正され、「工業標準化法」が「産業標準化法」に、「日本工業規格」が「日本産業規格」にそれぞれ改められたことに伴い、文言の整理を行うものでございます。

次に、第29条の5第1号は、閉鎖型スプリンクラーヘッドに関する事項の文言の見直しを行い、「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改めるものでございます。

次に、第29条の5第6号として、今回の主な改正内容となる省令の一部改正に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災警報器の設置を免除することができる旨の規定を追加するものでございます。

附則につきましては、施行期日に関する規定で、条例は、公布の日から、ただし、第16条第1項の規定は、関係法の施行日である令和元年7月1日から施行しようとするものでございます。

次ページの資料1/2は新旧対照表でございます。

資料2/2をご覧ください。

資料2/2は、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合のイメージ図でございます。消防庁が作成したリーフレットを一部変更して作成したのになります。住宅を活用して民泊を営む場合を例示してご説明いたします。

上段の図は、条例改正前の民泊施設の図でございますが、民泊施設以外の家主が居住する住宅部分に、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合でも免除規定がないことから住宅用防災警報器を設置する義務があったものでございます。

下段の図は、条例の改正により、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅部分に住宅用防災警報器の設置が免除となるものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければこれをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

○議長(田川伸隆君)

議案第4号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

御異議ありませんので、議案第4号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第8、議案第5号「財産の取得について(消防ポンプ自動車の購入)」についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(池松 弘君)

議案第5号「財産の取得について(消防ポンプ自動車の購入)」について、ご説明いたします。

本件は、車両更新計画に基づく、大村消防署の消防ポンプ自動車の老朽化に伴う更新で、「県央地域広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

入札の結果につきましては、お手元に配布させていただいております議案第5号資料1/3ページの結果表に記載のとおりでございます。

取得価格は、34,668,000円、契約の相手方は、長崎市城山町12-17-3F ユニオン防災 代表者 山口建藏でございます。

物品売買仮契約書につきましては、同資料の2/3ページのとおりござい

ます。

取得いたします消防ポンプ自動車は、同資料の3 / 3ページにございます写真と同型の車両でございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第5号に対する質疑に入ります。

○山口喜久雄議員

お尋ねします。今回、34,668,000円で不落随意契約となりましたが、同じ業者で平成30年5月臨時会では、37,692,000円で落札されております。今回と何が違うのかということですね。タンクの容量が違ったりかシャーシのメーカーや大きさが違うのか装備が違うのか、そういうことでお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

お答えいたします。先ほどのご質問ですけれど、今回、大村消防署に配置するポンプ車ということで、昨年の飯盛分署のポンプ車とは若干積載品が変わっており、飯盛分署のポンプ車は単独で出場しますが、大村消防署の場合は、救助工作車も一緒に同じ場所から出場しますので、特殊救助器具の油圧救助器具を今回は積載品から外しております。この分が約318万円の減額となっております。以上でございます。

○松本正則議員

結果表の中で聞きたいのですが、不落になって一番安いところと締結されたと思うのですが、その手法をどういう形でやられたのか、見積という形になっているのですが、どのようにお願いしたか、そのやり方についてお聞かせください。

○事務局長（池松 弘君）

本組合が準用する諫早市契約規則第20条第1項第8号の規定に基づき、競争入札に付し、再度の入札でも落札者が不在の場合には、最低価格の入札者との間で随意契約を行うことが出来ると規定されております。

今回は2回の入札でも落札者がなく、2回目の入札価格と予定価格の金額の

開きが少なく落札の見込みがあったことから、2回目の最低入札者に意向を確認し、再度見積書を提出してもらった結果、予定価格を下回ったことから随意契約として仮契約を締結したところでございます。

○山口喜久雄議員

3, 700万円ぐらいで、1回目の入札が提出されていますが、特殊器具が入っていないということが分かっていない可能性はないですね。当然はっきりマイナスになりますよということを前提でされているのでしょうか。前回の金額から考えて、それだけマイナスになれば、これぐらいの金額になるのだろうなど想定は付くような気はするのですけれど、そこら辺を含めてどうだったのかをお尋ねいたします。

○消防長（川原 敦君）

予算の組み立てについては、車両の艤装などの費用は技術的な要素がありまして、なかなか読みづらいところがあります。価格設定が難しいところではありますが、今回、更新する車両と同種の車両がある消防本部の納入リストを参考にして、さらに当本部の積載品を考慮し作成した仕様書を各社に示しております。

なお、消防自動車の製作メーカー数社にお願いいたしまして、参考見積をいただいで決定しております。艤装の価格とか積載品はほとんど変わらないのですが、特殊な救助器具の1点が変わっております。また、シャーシの値段とかは環境規制も厳しくなっており、車体が大きくなることもあり得ますので、そういうことも考えてさせていただいております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、これをもって議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第5号「財産の取得について（消防ポンプ自動車の購入）」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、議案第5号は、原案どおり可決されました。

○議長（田川伸隆君）

以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

御異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもちまして、令和元年第2回県央地域広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時38分閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議 長

岡川伸隆

会議録署名議員

田中 哲三郎

会議録署名議員

森 多久男